

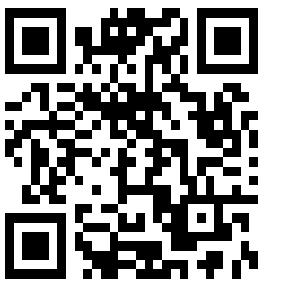


国会見学お待ちしております！

1月 **26** (木) と **31** (火) 11:30~14:30  
昼食代自己負担  
無料駐車場あり  
40名様までのグループ参加OKです

参議院議員

みつこ  
**石井苗子**



国会事務所 〒100-8962 東京都千代田区永田町 2-1-1 参議院議員会館 1115 号室 電話 03-6550-1115 メール mitsuko\_ishii02@sangiin.go.jp HP http://ishiimitsuko.com/

# 通常国会に向けて

## 現場の声を国政に

みなさまにおかれましては、素晴らしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年は、石井苗子議員、事務所スタッフ共々大変お世話になり、感謝の気持ちでいっぱいです。

本来でありましたら、年賀状で新年あいさつを申し上げますところではありますが、法律により禁

止されておりますのでお許しただければ幸いです。

### 国会召集1月20日

第193回国会（常会）が1月20日に召集され、6月18日までの150日間論戦が繰り広げられます。

総額9兆7千454.7億円の平成29年度予

算案の審議が焦点です。

石井議員が重点的に取り組む震災復興予算については、社会基盤整備や除染が進んだことから前年度比557.3億円の減少し、東日本大震災復興特別会計として、2兆689.6億円を計上し、帰還困難区域への対応や避難指示解除による住民の帰還支援策に重点を置いています。

ライフワークとして石井議員が取り組む医

療分野のイノベーション・ICT化推進には、122.6億円が計上され、革新的医療の早期実現に向け国が舵を切ることとなります。

また、石井議員が注力するインバウンドについては昨年度比5%増の210億円が計上され、我が国が観光立国としての経済活性化を目標とする方向性が鮮明となります。

統合型リゾート（IR）推進法を受け、依存症対策関連法案も早々に提出されます。

さらには2025大阪万博の開催に向けた議論を活発にしていこうとも求められます。

社会保障費の徹底的な見直しや、経済をけん引する成長分野への重点投資を通じて、日本が元気になるよう、石井議員の全身全霊をかけた闘いが始まります！



Mitsuko Ishii

# 国政報告会 in 浅草

通常国会で石井議員は何をするのか  
みなさまにお伝え致します！

**日時** 2月4日(土) 14:00~

**場所** 台東区民会館 8F 第2会議室

東京都台東区花川戸 2-6-5

銀座線浅草駅 7番出口徒歩 5分

浅草線浅草駅 A5 出口徒歩 8分

TX浅草駅 A1 番出口徒歩 9分

**会費** 無料 (申込み制)

国会事務所 (03-6550-1115) にお問合せ下さい。

## 糸魚川へ義援金

平成28年12月28日



河野正美衆院議員、吉田豊史衆院議員  
と新潟県糸魚川市を訪問。  
義援金を市役所に届けました。

## 石井苗子の国会タックル

ニコニコ生放送とラインライブで放送中!

毎週月曜日よる8時 生放送

## 石井苗子の国会タックル

フェイスブック、ツイッター、HPで  
事前告知をさせていただきます!

おかげさまでまもなく18回目!



# 災害発生時における保健師の役割に関する質問主意書答弁

平成28年12月7日政府へ提出

選挙中から提案している**災害時の保健師活用**について高い評価となりました

<質問の概要>

自治体保健師が災害発生時に避難所等においてその役割を發揮できる体制を構築するためには、災害という非常事態に直面した際に速やかに地域住民の生活・衛生環境を整えることができる訓練を受けた自治体保健師の人材育成が必要である。

そこで、質問する。

1. 現状の災害時健康危機管理支援チーム養成研修は、必ずしも多数の保健師等は受講できない。今後、より多くの自治体保健師に災害発生時の緊急対応とその役割を習得してもらうために、研修の質と受講者の量の確保が課題になると思われるが、この点についての政府の方針はどうか。

**政府答弁**

政府としては、地域保健法に基づき策定した地域保健対策の推進に関する基本的な指針において、都道府県及び市町村が行う地域保健対策において都道府県等が取り組むべき方向の一つとして、大規模災害への備えを含む地域における健康危機管理体制の確保を示しているところである。御指摘の災害時健康危機管理支援チーム養成研修は、自然災害に伴う重大な健康危機が発生した場合に対応するためには被災した都道府県、保健所設置市及び特別区に設置される健康危機管理組織による指揮調整機能を支援する体制を充実強化する必要があることから、御指摘の災害時健康危機管理支援チームの構成員を養成するため、平成28年度から開始したものである。今後は、災害対応に関係する厚生労働科学研究の結果やこれまでの災害対応の経験等を踏まえて、当該研修の内容を随時見直していくことで、当該研修の質の改善や受講者数の確保に努めてまいりたい。

2. 災害対応に関する研修や訓練に参加して必要な知識及び技術を習得した自治体保健師が増加すれば、当該地方公共団体において災害が発生した場合の活動はもちろんのこと、当該地方公共団体の周辺地域で災害が発生した場合の応援等の際にも有効な活動が期待できる。一方で、自治体保健師がこうした研修等に参加するためには、本務から一定期間離れざるを得ないことから、各地方公共団体の首長や所属長を始めとする周囲の理解が欠かせない。災害発生時における自治体保健師の役割についての理解を広げ、自治体保健師がこうした研修等に積極的に参加できるような環境を整えるために、政府として取り組んでいる内容を示されたい。

**政府答弁**

お尋ねの「災害発生時における自治体保健師の役割についての理解」を広げるための取組については、厚生労働省としては、地方自治法に基づく技術的助言である「地域における保健師の保健活動について」において、都道府県等に対して、保健師の保健活動において災害時支援、健康危機管理等を実施できるような体制を整備することを求めているところである。また、御指摘の「自治体保健師がこうした研修等に積極的に参加できるような環境を整えるため」の取組については、基本指針において都道府県等が健康危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の育成を行う必要があることを示すこと、保健活動通知において研修を含む保健師の現任教育の体系的な実施等を都道府県等に求めること、国や都道府県等が実施する研修に参加する際の経費等を補助すること等に取り組んでいるところである。

3. 将来的には、保健師として就業した後の研修等だけでなく、大学や養成所等の保健師養成課程の中に、災害発生時における保健活動を学ぶ機会を設けることも検討すべきであると考えているが、この点についての政府の認識はどうか。

**政府答弁**

保健師が御指摘の「災害発生時における保健活動」について学ぶことは重要であると認識している。政府としては、こうした認識の下、御指摘の「大学や養成所等の保健師養成課程」における教育の内容の見直しを行い、平成23年度から、健康危機管理を含む「公衆衛生看護学」を保健師助産師看護師学校養成所指定規則第二条に規定する保健師学校養成所の教育の内容の一つに定めているところである。

大学における災害時保健活動に関係する具体的な教育の内容については、平成23年3月11日に文部科学省の「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」が取りまとめた最終報告の中で、学士課程修了時まで身に付けるべき看護実践能力として「地域ケアの構築と看護機能の充実を図る能力」が挙げられており、そのための教育の内容として「災害看護活動」及び「被災者に対する安全な環境」が例示されている。同省から保健師等を養成する各大学に対しては、この最終報告の内容を踏まえ、看護学教育の改善充実に努めるよう求めている。

また、保健師養成所については、厚生労働省が、地方自治法の規定に基づく技術的助言である「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」の別紙「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」において、保健師養成所の卒業時の到達目標として「広域的な健康危機(災害・感染症等)管理体制を整える」、「健康危機(感染症・虐待・DV・自殺・災害等)に迅速に対応する」等を定めるとともに、ガイドライン通知において、保健師養成所に対するガイドラインを踏まえた指導及びガイドラインの周知を各都道府県知事に対して求めているところであり、災害時保健活動に関係する教育が行われているものと認識している。